

中国進出(投資)ガイド

青葉ビジネスコンサルティング(広州)

AOBA GROUP

中国広州市天河区体育西路 109 号高盛大厦 12 楼 B 室

TEL: (86) 20-3878-5115 FAX: (86) 20-3878-5337

<http://www.aoba.com.hk>

<2019 年 4 月現在>

序章:

中国は、悠久の歴史を有する国です。古くは古代文明の一つが興った地域であり、古くから文化・文明が発達し、名実ともに世界有数の経済大国でした。また、シルクロードの歴史からもわかるように、世界の生産、交易の中心でもありました。しかし、19 世紀以降、アヘン戦争などの度重なる戦争や内乱の結果、国力は次第に衰えていきました。

数千年間、東アジア世界の中核であった中華帝国は衰退し、20 世紀初頭に中国有史以来最大の版図を誇った大清帝国は崩壊しました。大帝国の崩壊で幕を開けた 20 世紀は、中国ではさまざまな革命が勃発し、苦大国の名を背負うこととなりました。

中国はいったんは衰退したものの、1949 年 10 月 1 日、中華人民共和国政府として再スタートしました。社会主義国家建設を掲げて登場した新中国は、悲願であった列強諸国からの完全独立を達成しましたが、実質的には衰弱した開発途上国としての苦しい道のりの始まりでした。単一政党による国土統括によって政治条件が整ってからは、「社会主義計画経済体制」によって打ち出された計画経済の体制に則って経済運営がなされました。しかし、1950 年から 1980 年までの 30 年間に於いて、世界の GDP 増加に占める中国の割合は、わずか 1%の増加に留まっていた。

1978 年以降、「社会主義大国」を夢見た毛沢東に代わり、鄧小平が唱えた「先富論」（先に豊かになれる者から先に豊かになれ）の下、「改革・開放」と呼ばれる対外経済開放政策が推進されました。この改革・開放政策により、中国は社会主義の計画経済から、市場経済へと大転換を遂げました。これを機に、外国から中国に対する投資が活発化し、中国の経済成長は著しく加速していきました。鄧小平は 1992 年に上海市や深圳市をはじめとする中国南部を視察し、改革・開放加速を促す「南巡講和」を行いました。この宣言は、台湾、香港、マカオを含む海外からの積極的な対中投資を呼び込むことに大きな成果をあげました。その後、広東省を中心とした沿岸部に世界の生産機能が集積され、GDP成長率に大きく貢献することになりました。

さらに 2001 年、経済改革のさらなる加速をはかるべく、中国は WTO 加盟を実現し、143 番目の WTO 加盟国となりました。加盟によって、中国の関税率の引き下げ、輸入時などの規制緩和が約定され、それにより、外国企業の中国進出や更なる中国投資の促進を生み出しました。また、2008 年にオリンピック、2010 年に万博がそれぞれ北京と上海にて開催され、関連施設やインフラ整備に伴う新たな投資を呼び込むこととなりました。

税制面では、改革・開放政策以来国内企業と外国企業に対しては異なった所得税制が実施されてきました。外国企業は国内企業より多くの優遇制度を与えられており、その結果実際の税負担は国内企業が 33%に対し外国投資企業は 10%前後低く設定されていました。

しかし、2007 年初旬、中国政府は外資系企業に対する優遇税制を撤廃し、中国国内企業、外資系企業ともに企業所得税を 25%に統一する方針を発表しました。第 10 回全国人民代表大会常務委員会・第 25 回会議では、中国国内企業と外資系企業に対する企業所得税を一本化する「企業所得税法草案」が、2007 年 3 月の第 10 回全国人民代表大会 5 回会議で審議され、2008 年度から導入されました。新企業所得税は内外資にとって公平な税法といえ、税務面で本格的な内資企業との競争が始まりました。

現在、中国の経済過熱・貿易摩擦・内外格差の問題が各所で噴出し始め、中央政府は非常に困難な舵取りを強いられています。中央主導で行われる政策を徹底すべく、北京主導による具体的な運用が地方においても展開されている一方、地方では各種潜在リスクが顕在化し深刻な問題となっています。

たとえば、内外格差・貿易摩擦を軽減すべく、中央政府は貿易黒字の大きな一因である労働集約型産業に対し厳しい政策を採り始め、例えば白物家電・電子部品関連への風当たりが強くなっています。また、広東省では来料加工の独資化を推進しており、地域によっては来料加工ライセンスの延長を行わないと口頭レベルで伝えているため、今後の来料加工に対する政策も目が離せません。

加えて、経済過熱を抑えるべく人民元の総量規制が行われるようになっていきます。これに伴い、資金の調達が非常に困難となっています。銀行の貸出条件が一段と厳格となってきたため、条件に合わない中小企業は、危険を冒し高金利で民間の資金調達業者から借り入れています。外貨の流入に対しても厳しい管理が行われるようになってきていることから、中国に於いては今後ますますキャッシュフローに注意する必要があります。

※ ※

本文献は、これから中国、特に華南地区において投資を考えられている個人・企業のための入門書、さらにはすでに当地区においてビジネスを行っている個人・企業のための実務ガイドとして作成したものです。特に中国広東省の法律や規則は、省内の各地域によっても施行解釈がまったく異なることがあります。よって、本文では一般論的にしか触れていない箇所もあります。この内容に基づいて具体的な意思決定をする際は、必ず事前に専門家に相談するよう、強くお勧めいたします。

第一部 中国投資のメリット

1、大湾区構想



大湾区(グレートベイエリア)とは、香港(港)・マカオ(澳)・広東省(粵)珠江デルタの9都市(広州、深圳、東莞、惠州、佛山、江門、中山、珠海、肇慶を含む)を指し、大湾区構想とは、それらの地域を統合し、ニューヨーク、サンフランシスコ、東京の世界3大ベイエリアのような世界的に重要な経済圏の1つになることを目指す地域発展計画のことです。

現在広東省では大小100以上の港が存在しますが、そのうちの深圳港(第4位)、広州港(第7位)の2つの港は既に世界取引量ベスト15の中に入っていますし、また香港、マカオにも近い、珠江デルタの中心に位置されている広州南沙開発区は、陸上道路網も発達しており、トヨタ自動車の所在地でもあるため、今後数年の取引量が更に増加していくことが予測されています。

一帯一路との相乗効果

それから、この大湾区構想は「一帯一路」計画との相乗的な経済効果が期待されています。「一帯一路」計画とは、中国西部から中央アジアを経由してヨーロッパへと続く「シルクロード経済ベルト」を指す「一帯」と、中国沿岸部から東南アジア、スリランカ、アラビア半島の沿岸部、アフリカ東岸を結ぶ「21世紀海上シルクロード」を指す「一路」、この両方を合わせ「一帯一路」と呼ばれています。

「一帯一路」計画とは、今後数十年かけて、これらの地域に道路や港湾、発電所、パイプライン、通信設備などインフラ投資を皮切りとして、金融、製造、EC、貿易、テクノロジーなど各種アウトバウンド投資を積極的に進め、当該経済圏における産業活性化および高度化を図っていくプログラムを指します。

この一帯一路計画と共に大湾区構想は、中国企業のみならず、日本企業を含めた外国企業にとっても巨大なビジネスチャンスが期待できるといっても過言ではありません。（*広東省、香港、マカオを合わせると、世界 11 位の大国ロシア（1,702,498 百万 USD）とほぼ同様の GDP レベルに達します。）

2、ハイテク産業に対する優遇政策

2007 年 3 月 16 日に中華人民共和国企業所得税法が改定され、外資系企業に対する優遇政策が撤廃されることになりました。企業所得税が国内企業、外資系企業共に 25%に統一され、タックスホリデー（二免三減）も 3 月 16 日以降に新規設立された企業は享受できなくなりました。

よって、これまで経済特区で優遇政策を享受していた企業には大ダメージとなります。しかし、中国はハイテク産業を発展させたいという意図があり、国家が認定するハイテク産業の進出に対しては、従来どおり優遇政策が認められています。

現在、広東省では深圳、東莞、広州、佛山、江門、中山、珠海、惠州等にハイテク産業開発区が設けられ、科技庁よりハイテク産業に認定されることにより、ハイテク産業開発区に進出が可能となり、各種優遇政策を享受することが可能となっています。

一般的に以下の産業がハイテク産業とみなされます。

- ☆ IT産業
- ☆ バイオテクノロジー
- ☆ 新医薬技術
- ☆ 新素材及び応用技術
- ☆ 先進製造技術
- ☆ 航空・宇宙飛行技術

- ☆ 現代農業技術
- ☆ 環境保護新技術
- ☆ 海洋工事技術
- ☆ 核応用技術
- ☆ 新エネルギー及び高度な省エネ技術
- ☆ その他、伝統産業の技術を応用した新技術

2016 年 6 月に、新しい『ハイテク企業認定管理業務ガイドライン』が公布され、中小企業にも配慮した、認定要件に変更されました。

3、 近年の経済の動向

中国の実質 GDP は 2010 年に前年比 10.6%の増と、二桁の伸びを記録して依頼、減速の傾向たどっており、2016 年には、6.7%の GDP の伸び率が低下しています。一方、毎年の GDP の増加額は減少しておらず、少しずつ伸び額が増加しています。

また、世界の GDP に占める中国のシェアは拡大し続けており、中国のシェアは 2010 年の 9.2% から、2015 年には 15.2%へと高まっています。中国の個人消費は、順調に増加しており、近年サービス産業が急成長しています。2014 年には、第三次産業の割合が第二次産業を超え、2016 年の第一四半期は、第三次産業が広東省の GDP の 53.1%を占めています。

一方、製造業に関しては、最低賃金の上昇、不動産価格や原材料価格の高騰により、来料加工産業及び低付加価値の製造業にとっては厳しい環境となっているのが現状です。高付加価値の生産業は、自動車産業を中心に好調であり、中国国内販売を行う生産型企業は、まだまだ発展の余地があると言えます。

ここで、弊社もオフィスを構えております広東省の経済規模の大きさ例として述べてみたいと思います。広東省は深圳市や広州市を含めた二十一の都市の省です。

広東省＝経済規模：最大の省

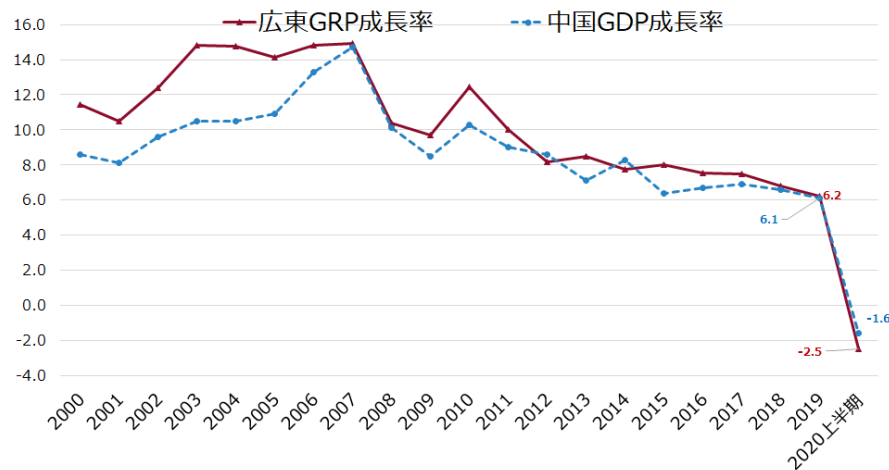
主要経済指標	2019年	ランキング/ 全国割合
□常住人口（万人）	11,521 (175↑)	8.2%
□域内総生産（億人民元）	107,671 (約15,600億ドル)	10.8%
□1人当たりGRP（ドル）	13,651	7位
□1人当たりの可処分所得(元/年間)	39,014	6位
□社会消費財小売総額（億元）	42,664	10.4%
□国際貿易－輸出（億元）	43,379	25.2%
輸入（億元）	28,057	19.6%

データ出所：2019広東省国民経済及び社会発展公報、広東省商務庁サイト

広東省の域内総生産は、中国全体の約 11%を占め、その経済規模は中国の中で最大の省となります。一つの省でこれだけの規模を誇る中国の経済規模、市場の大きさを改めて実感させられます。

また広東省は、一帯一路政策の中核と位置づけられています。それは輸出入総額においても中国全体の 4 分の1を占め、こちらもその規模は中国で最大の省となっています。（*内訳：深セン市と広州市の貿易額がそれぞれ全体の 60%近くを占めている。）

広東省GRP成長率の推移



データ出所：広東省2018年統計年鑑、2019広東省国民経済及び社会発展公報、国家統計局ウェブサイト

広東省の 2019 年域内総生産は前年比 6.2%増の 10 兆 7,671 億元となり、初めて 10 兆元を

超えており、その規模は韓国 GDP に次ぐ世界第 13 位(2019 年ランキング)となっています。
(*2020 年上半期は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国とともにマイナス成長に転じています。)

4、 保税區、物流園區、輸出加工區、保税港區

保税區は主に商社、物流会社にメリットがあると言えます。中国国外から原材料を保税区内に大量に輸入し、それを中国国内に小出しすることにより、税金の負担が一度に掛からないというメリットを享受することができます。

しかし、中国独特の政策で、貨物を中国国内から保税區に運んでも輸出扱いされないということになっています。この点を注意する必要があるでしょう。

一方、物流園區/輸出加工區/保税港區は、上記保税區の機能及び実際に中国国内から物流園區に貨物を運び出すことにより輸出とみなされる機能を持っています。よって中国国内からすると、完全に国外と同等の扱いとなります。

メリット:

保税區域は保税状態で在庫を保管できるため、主に商社、物流会社にメリットがあると言えます。なぜならば、保税區を通さず中国国外から国内へ一度に輸入してしまった場合、一度に課税されてしまいますが、保税区内を通し一旦保管し、中国国内に小出しにすることで、この税負担が一度に掛からないからです。

またもう一つの点は「再輸出」を簡単に行える点です。中国国内へ全て販売するとは限らない商品であれば、まずは輸入時の課税がかからない保税區域へ保管しておいて、中国ではなく別の国への販売することになれば、煩雑な通関手続きをふまず、容易な再輸出の手続きを行うことができます。



*保税區基礎講座を是非ご覧ください。

5、資源

☆ 人的資源

人口 13 億を超える中国は人材の宝庫と言えます。工場のワーカークラスから上級管理者クラスまで雇用にはそれほど困りません。2015 年第 1 四半期における業種別の供給状況を見ると、製造、宿泊と外食、教育、通信情報、コンピューターサービス及びソフトウェア等の業種の求人倍率は 1.12 以上で人手不足であるのに対し、電力・ガス・水道の生産と供給、文化、スポーツ及び娯楽、水道業者、環境・公共施設管理、採掘等の分野の人材供需は比較的安定している。一方、営業職、レジ打ち、電子部品・什器製造作業員などは不足気味です。

なお、中国の人材の定着率は日本より遥かに低く、キャリアアップのために転職を繰り返す人材も多いのが現状です。よって、人材が数年で退職しても困らないような体制作りが慣用となります。近年は、特に広東省華南地域では、ホワイトカラーは募集できますが、製造作業員が募集しても集まりにくいという声も聞かれます。

最低賃金の継続的な引き上げにより、人件費は過去数年 2 桁のスピードで向上し、運営コストの上昇を招いてきた。昨今、最低賃金の伸び幅が少しずつ下がり始め、また、2017 年 2 月に公布された文書により、広東省（深センを除く）の最低賃金の調整は、2 年に 1 回から、3 年に 1 回に改められた。

☆ 物質的資源

中国は国土が広いこともあり、資源も豊富です。鉄鋼、天然ガスが資源としてあるため、これらを調達する際、中国国内での調達が可能です。広州市は自動車関連の製造業者が多いですが、その要因の一つとして資源の中国国内調達も挙げられます。

6、 インフラ

広東省は世界の工場と言われるだけあって、インフラの整備が進んでいます。

☆ 道路、鉄道

高速道路は広深高速(広州～深圳)をはじめ、広開高速(広州～広東省開平)、広珠高速(広州～珠海)などが華南地区をカバーしており、また幹線道路では国道 105 号(北京から珠海)、106 号(北京～広州)、107 号(北京～深圳)、西部に向けては 324 号が昆明まで伸びています。

鉄道は香港～広州を結ぶ九広直通線が 1 時間 45 分で、広州～深圳を結ぶ広深鐵路は 55 分でそれぞれ 2 都市間を結んでいます。また、2009 年 12 月に完成した広州～武漢を結ぶ武広高速鉄道は、広東省、湖南省、湖北の三省を全行程 4 時間ほどでつないでいます。2012 年に完成した南広高速鉄道は、広東省、広西省を結び、将来的にはベトナム等アセアン諸国まで延伸し、高速鉄道線がシンガポールまで延長されることも視野に計画がなされています。

☆ 電力

2010 年 1 月から 11 月までの広東省内総発電量は 2835.66 億 kWh、省外からの電力購入量を含めた年間の広東省全体の電力使用量は 4060.13 億 kWh、うち工業用電力使用量は 2746.56 億 kWh となっています。全社会的な電力確保の努力がなされてはいるものの、慢性的な電力不足に悩まされている企業もまた多く、電力不足量は 400 万 kw に達するとも言われています。特に 2011 年はユニバーシアード深圳大会開催の影響もあり、毎年行われている計画停電開始時期も 3 月に繰り上げられ、週間停電日数も以前の 1 日から最大 3 日まで増加しました。停電計画は直前に知らされることが多く、生産計画が立てにくい状態は企業の生産に大きな影響を与えました。

このような電力不足の状況下、2010 年から 2015 年までの 5 年間 1,960 億元をかけ電力網の建設・改良を行っています。一方、2020 年まで原子力発電量を 4,000 万 kWh までに建設する計画となるため、これにより慢性的な電力不足は解決される見通しです。

☆ 通信

中国の通信技術も進み、今では回線を使用して、テレビ電話をかけることも可能となっています。通信による日本・香港との会議も問題なく開催することができます。ネット回線は、個人では、最高で 100M～200M の光回線を利用できますが、実際の使用スピードは日本と比較す

ると遅いのが現状です。

また、中国政府のネット検閲により、Google、Facebook(フェイスブック)、YouTube(ユーチューブ)、Twitter(ツイッター)等の国外サイトに直接アクセスすることはできませんが、指定ソフトなどを利用してアクセスする方法があります。

☆ 港湾

現在広東省では大小 100 以上の港が存在しますが、そのうちの深圳港(第 4 位)、広州港(第 7 位)の 2 つの港が世界取引量ベスト 15 の中に入っています。20 フィートコンテナ換算で、深圳港は 2,251 万 TEU*、広州港は 1,212 万 TEU の取引量を誇ります(* 1TEU=20ftコンテナ 1 個)。特に、珠江デルタの中心に位置されている広州南沙開発区は、香港、マカオに近く、陸上道路網も発達しており、トヨタ自動車の所在地でもあるため、今後数年の取引量が更に増加していくと予測されます。

第二部 企業設立にあたって

1、 中国の企業形態

外国投資者が中国に進出する場合にとる企業形態は主に 3 種類あります。

☆ 独資企業

独資企業とは外国資本が 100%の企業形態です。意思決定を外国投資者独自で行うことが可能です。近年、各種市場の開放により独資形態での進出に対する制限も緩和されています。よって、合資・合作企業形態に比べ中国側企業との軋轢が少ない独資企業の形態で中国に進出される企業が多数となっています。

☆ 中外合資企業(中外合弁企業)

中外合資企業とは、外国投資者と中国投資者との合弁企業です。最近の各種市場の開放により合資企業形態での進出は非常に少なくなってきました。実務を行っていく上で、中国投資者側と問題が発生するケースも多く、相手先が信頼できるパートナーになり得るか慎重に判断する必要があります。

一方、独資企業では、中国の国内市場の開拓や企業内のすべての管理を自社で行う必要があります。特にマーケティング面で、優位性を発揮できていない企業が多数あります。中国企業ゆえに獲得できるプロジェクト、コネクションもありますので、マーケティング面を中方に任せて、日本側は、技術、ノウハウ、商材の提供というモデルで成功している企業もあります。

なお、技術などの無形資産で出資する場合は、双方協議により価値を決定することができますが、相手が国営企業である場合は、基本的に資産評価会社による評価が必要になります。

☆ 中外合作企業

中外合作企業とは、パートナーシップ性の企業形態です。合作企業は、法人型合作企業と非法人型合作企業があります。非法人型合作企業は、各出資者が合作契約に基づき経営・リスク・利益配分・その他の条件を取り決め事業を行います。中国側と外国側の共同事業で、法人格のある企業と法人格のない企業の設立を選択できるのが特徴です。華南地域の一部の地域では、来料加工から独資への切り替えの際に、郷鎮側の要請により合作企業の形態を余儀なくされるケースが散見されています。2011 年以降はこの形態比較的に少なくなりました。

2、 外資系企業の国内機構

☆ 分公司(支店)

分公司は、独立採算組織であり本社の商品・製品の販売が可能であり、契約締結・決済・領収書の発行等の営業活動に付随する活動を行うことができます。また、分公司は、日本でいう支店に該当し、独立した法人とは看做されず、本社の一部として看做されます。分公司には経営性分公司と非経営性分公司の 2 つの形態があります。経営性分公司は、発票の発行が認められ、商活動(商品売買、サービス提供、生産活動等)を行うことが可能ですが、非経営性では商活動を行うことができず、連絡業務等に活動が制限されています。非経営性分公司でも、人材の雇用、社会保険の納付、外国人のビザの取得は可能です。なお、地域によっては、非経営性分公司の設立が許可されにくい場所もあります。

☆ 常駐代表処

代表処は、非独立採算の組織であり、本社の営業活動の為の連絡業務等に活動が制限されています。代表処は、開設が容易で、経理処理も極めて容易です。中国で調査業務のみを行う、或いは本格進出をする前の段階で開設されるケースが多いです。代表処に対しては、経費課税方式が採用されており、 $[\text{経費} \div (1 - \text{看做し利益率})] \times \text{看做し利益率} \times 25\%$ の計算式にて企業所得税が課税されることとなります。商談のチャンスがあっても、販売行為を行えないこと、また、売上が無い中で税額が常に発生することが、代表所(駐在員事務所)のデメリットと言えます。なお、中国に代表処を設立する条件として、海外企業が設立して2年以上であることが求められます。

☆ 弁事所(出張所)

弁事所は、中国国内企業が、中国国内の登記地以外の地域でのオフィス(営業所)として、2006 年以前は、登記が義務付けられていましたが、2006 年前半より登記ができなくなりました。よって、現在は登記なしで開設することが可能となっております。あくまで、補助的な組織としての位置づけであり、営業行為を行うことは禁じられており、また、銀行口座の開設、外国籍社員の就業許可も弁事所の所在地で行うことはできません。

登記ができないため、弁事処として人材の雇用、その他の契約が締結できないというデメリットもあります。また、税金や社会保険を現地で納付しないため、地域当局からも歓迎されない存在ということになります。よって、一般的に、正規の拠点を開設する前の臨時的な拠点という位置づけとなります。

3、 外資企業の各業種への進出状況及び規制

☆ 製造業

一部の業界（電信インフラ、自動車生産の最終工程等々）に関しては、外資に対する制限があります。消防検収（レンタル工場の場合は通常登記済み）、環境審査が必要となります。環境を汚染する業種の場合は、環境審査に2ヶ月ほど掛かることもあります。また、環境に著しい悪影響を与える恐れのある物質を扱う場合は認可が下りない可能性があります。必要となる資本金の金額は、土地面積の広さ、生産設備の規模、予定採用従業員数等の要素により大きく異なります。設立には、※1ヶ月半～2ヶ月の期間を要します（内装、設備の設置、環境審査の期間は含みません）。

☆ 貿易会社

貿易会社の設立のハードルは非常に低くなりました。進出の最初の形態として、この形で進出される企業増えています。営業範囲に輸出入を含めた場合は、輸出入を行うことが可能です（北京など、一部の地域では、「対外貿易経営者届出」が必要となります）。設立には、※1ヶ月～1ヶ月半以上の期間を要します。

☆ サービス会社

業界によっては、外資独資での設立が制限されています。設立には、※1ヶ月～1ヶ月半以上の期間を要します。

☆ 飲食店

飲食店サービス許可証、環境審査、消防検収が必要となります。設立には、設立に必要な期間は、※1ヶ月～1ヶ月半となります（飲食店サービス許可証、環境審査、消防検収等に要する時間は含みません）。

※中国国務院が公布した『五証合一、一照一号登記制度改を加速促進する通知』（国弁法[2016]53号）により、2016年10月1日から、①営業許可証、②組織機構番号証、③国税・地稅稅務登記証、④社会保険登記証、⑤統計登記証が統合管理されることになり、会社設立に要する期間が、以前と比較し大幅に短縮されました。

4、 中国での資本金の扱い

☆ 概要

中国の資本金制度は授權資本制度ではなく登録資本金制度を採用しており、登録資本金＝実際に注入する資本金額となります。中国では、減資は原則認められず、実務上一旦払い込んだ資本金を減資して回収することは非常に困難となっています。したがって、投資金額を算定する際は注意が必要となります。2013年10月25日の国務院常務会議では、会社登録資本制度が改革され、3万元以上という制限が取り消されましたが、会社を運営するために、最低でも、企業を3～6ヶ月運営するのに必要となる運転資金を試算する必要があります。主な費用項目は下記参照。

- 家賃
- 水道、光熱費
- 従業員給与(保険、住宅積立金含む)
- 通信費
- 設備、その他固定資産
- 内装費
- 仕入
- その他経常費用

☆ 投資総額と資本金について

外資企業に対し「総投資と登録資本金の比率に関する規定」というものが存在します。投資規模が小さい場合、借入金でまかなう事ができず、かなりの部分を資本金として払い込まなければなりません。その比率は以下の通りになります。

投資総額	登録資本金の最低割合
US\$300 万以下	70%
US\$300 万～ US\$1000 万以下	50% 総投資額が US\$420 万以下の場合 は最低 US\$210 万の資本金が必要
US\$1000 万～ US\$3000 万以下	40% 総投資額が US\$1250 万以下の場合 は最低 US\$500 万の資本金が必要
US\$3000 万～	1/3 以上 総投資額が US\$3600 万以下の場合 は最低 US\$1200 万の資本金が必要

登録資本金額 70万米ドル	外貨借入限度額 30万米ドル
---------------	-------------------



登録資本金額が70万米ドル設定された場合、外貨による借入限度額は30万米ドルとされ、総投資額は100万米ドルとなります。

☆外債モデルに関して

以前は、外債の限度額は、上記の投注差（投資総額－登録資本金）のみでしたが、2016年1月に自由貿易試験区内で試行してきた外債管理モデルが、2016年5月から全国で施行されるようになったため、現在は、上記の投注差（投資総額－登録資本金）のモデルの他に、前年度の監査報告書に基づく純資産額の1倍（比率は変更される可能性あり）を外債限度額とする新モデルを選択することも可能となりました（※地域により扱いが異なる可能性があるため、現地の外貨管理局に事前確認が必要）。

新モデルでは、投注差モデルの場合、返済期限1年未満の短期外債を除き、借入れは1度に限定されますが、新モデルでは借入れ回数の制限は設けられておりません。また、外資に加え内資企業も、外貨借入れが可能となりました。

5、 国外配当に関して

国外への利益配当は、企業所得税の確定申告終了後、董事会決議を経て実施いたします。ただし、過年度損失の補填、及び法定積立金（準備基金）の積み立てが完了していることが前提となります。基本的には、期末配当のみとなりますが、経営状態が良好で、多額の留保利益がある場合は、税務局の承認を経た上で、税引後未処分利益の中間配当も認められます。

日本へ利益を配当する場合、10%の企業所得税を源泉納税する必要があります（企業所得税実施条例第91条）。一方、香港に配当する場合は、税務局に申請し許可が降りれば5%の税率となります（1. 香港の法人が、中国法人の25%以上の持分を支配している。2. 香港の法人が実質的な業務を行っている。上記2つを最低満たす必要あり）。

※準備基金：税引き後利益の10%以上を、累計額が資本金の50%に達するまで積み立てる必要がある。

6、中国税制について

外資系企業に関連する税金は以下の表となります。

税金	税率	(注)
企業所得税	25%	2008 年度以降基本税率を 25%に統一
個人所得税	3～45%	所得により異なる 7 級累進課税
増値税	3%、6%、9%、13%	売上税額－※仕入税額＝納税額
営業税	2016 年 5 月よりすべて増値税に変更となった。	
印花税	印紙税(経済業務契約、資金帳簿、権利証書等に対し、0.005%、0.05%、0.1%、0.3%の比率、或いは 5 元/件の基準にて徴収)	
堤防税	売上額の 0.13%	※広州市は徴収しない。
都市建設税	7%(市区) 5%(県城、鎮) 1%(市区でない県城、鎮)	増値税、消費税が計算基数
教育費付加/地方教育付加費	3%、2%	増値税、消費税が計算基数

※上記は広州を基準としていますので、その他の地区では異なる場合がございます。

※企業所得税は、小型薄利(小規模低収益)企業の条件に該当する場合は、20%の税率(さらに、100 万以下の課税対象利益に対して 75%免税、100 万～300 万までの課税対象利益に対して 50%免税)、ハイテク企業に認定された場合は、15%の税率が適用されます。

※増値税小規模納税人は、仕入税額を控除できません。

☆ 増値税一般納税人資格について

増値税一般納税人資格とは増値税専用発票を発行することができ、仕入税額を売上税額から控除することが可能となります

2019 年 4 月現在、法律上は一般納税人資格の条件を年間の増値税課税対象売上が 500 万元以上と設定していますが、実務上は実在する拠点があり、会計帳簿が健全であれば、売上実績が上記を満たさないケースであっても一般納税人資格を取得が認められる可能性があります。

☆ 個人所得税確定申告

個人所得税の申告・納付は基本的に毎月ベースで予定納付が行われることになります。年間総所得額に基づき算出した納税額が予定納付税額と異なる場合、別途確定申告を行う必要があり、納税額に過不足がある場合は還付あるいは追納の手続きを行う必要があります。

免責事項

1. 本ガイドラインはあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本ガイドラインにおける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。